

2024年 第1号

本レポートは経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画に基づき作成・発刊致します。地域の商工業者様が経営に有効活用できる情報を当商工会が収集分析、提案して参ります。掲載内容についての詳細な内容、具体的な経営活用の手法についてご相談がございましたらお気軽にお問合せください。

**笠松町商工会**  
<http://www.Kasamatsu.or.jp>  
 TEL 058-388-2566  
 FAX 058-387-6840

## 2024年度の賃金動向に関する東海4県企業の意識調査

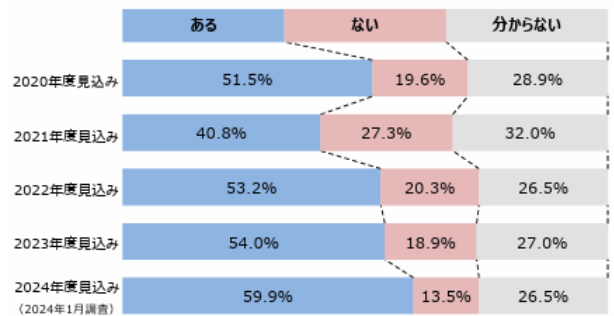
提供元:株式会社帝国データバンク 名古屋支店 情報部

### 賃金改善見込み「あり」59.9%

#### 過去最多 ～「大企業」と「小規模企業」の格差は拡大～

はじめに 政府は、賃上げの計画を立てた企業を対象に、設備投資を支援する補助金を新設する方針を示すなど積極的に企業の賃上げを後押ししている。さらに岸田首相は、経済3団体に向けて物価上昇を上回る所得増を目指して、企業に対し「力強い賃上げ」を実現するよう呼びかけるなど、賃金改善の動向が大きく注目されている。ある帝国データバンク名古屋店は、2024年度の賃金動向に関する東海4県企業の意識について調査を実施した。本調査は、TDB景気動向調査2024年1月調査とともにを行った。

■賃金改善状況の推移



#### 調査結果 (要旨)

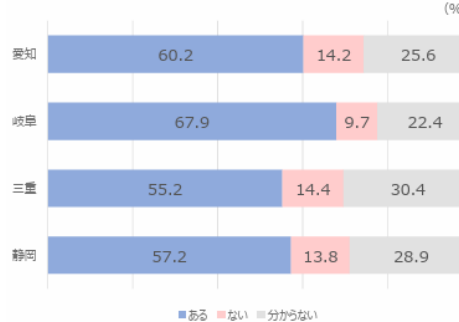
- 2024年度の賃金改善を見込む東海4県企業は59.9%。全国(59.7%)を上回り、調査開始以来の最高を更新した
- 賃金改善の理由は「労働力の定着・確保」が76.9%で最多、「物価動向」も半数超
- 賃金を改善しない理由は「自社の業績低迷」が55.4%でトップ
- 人件費増加を見込む企業は73.7%、総人件費は平均4.41%増加見込み

1. 2024年度、過去最高となる59.9%の企業で賃金改善を見込む 2024年度の賃金動向について東海4県企業に尋ねたところ、正社員の賃金改善(ベースアップや賞与、一時金の引き上げ)が「あり」と見込む企業は59.9%と3年連続で増加した。2018年度見込み(55.1%)を上回り、2006年の調査開始以来の最高を更新した。一方、賃金改善が「ない」企業は13.5%と前回調査(18.9%)から5.4ポイント低下し、調査開始以降で最も低い水準となった。全国との比較では、賃金改善「あり」(全国は59.7%)は0.2ポイント上回り、「ない」(同13.9%)は0.4ポイント下回った。

---まとめ---

2024年度に賃上げを見込む東海4県企業は59.9%と、賃金動向に関する調査開始以来最も高い水準となった。賃金と物価の好循環が達成されるか否かに大きな注目が集まるなか、賃上げムードはかつてないほど高まっている。一方で、賃上げ見込み「あり」の割合は、「大企業」と「小規模企業」の間では格差が広がっている。価格転嫁に苦しんでいる企業は依然として多く、規模が小さいほど賃上げの原資となる売上げの確保が進んでいないのが一因とみられる。また、賃上げをしても従業員の可処分所得が増えにくいという声もいくつか聞かれた。働き手を確保するための賃上げが最終消費者の購買力上昇につながらないと、いずれ息切れを起こしてしまう。生産性の向上など企業側の努力が成果に結びつくような、政策面での後押しが重要な局面となっている。

■2024年度の賃金改善有無(正社員、東海4県)



また、県別では「愛知」(60.2%)と「岐阜」(67.9%)は全国より高く、「三重」(55.2%)と「静岡」(57.2%)は全国を下回った。

給与等の源泉徴収事務に係る

## 令和6年分所得税の定額減税のしかた

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。定額減税の制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの定額減税特設サイトが公開されましたので、ご覧ください。



定額減税特設サイト

（定額減税特設サイト： <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）

### 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。（注）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

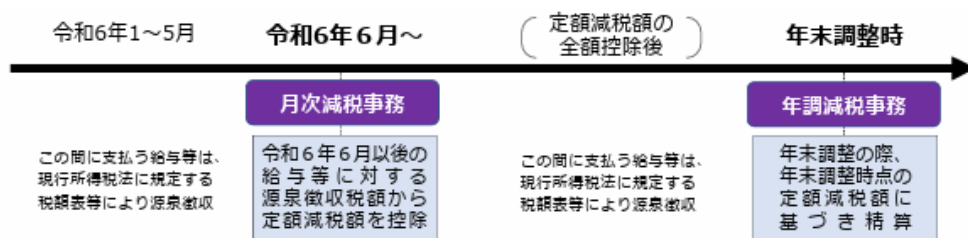
### 定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

### 2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。給与の支払者は、①令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「月次減税事務」といいます。）と②年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「年調減税事務」といいます。）の二つの事務を行うこととなります。



（注） このあらまし中の次の用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用しています。  
「月次減税額」・・・令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額  
「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額  
「扶養控除等申告書」・・・「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

経営に役立つ  
無料WEBセミナー



笠松町商工会HP <http://www.kasamatsu.or.jp> よりリンクがあります。

【ログインID】3031 【パスワード】3031

岐阜県商工会連合会が主催するインターネット・セミナーです。

会社や自宅にいながら、インターネットから観たいセミナーがいつでも視聴できます。近年はコロナ禍でセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。お気軽にご活用ください。実務家、一般経営、税務、人材育成、環境など、ジャンル別にタイトルを検索できるので、知りたい情報がすぐに見つかります。商工会WEBセミナーは、パソコン、Android端末からご利用が可能です。